

株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG（第14回）、ストリートサイドサブWG（第16回）、カスタマーサイドサブWG（第13回）

（書面）

2020年5月26日

議 案

（報告事項）

○国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について

（審議事項）

○「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及びその下部会合の解散について

以 上

議 案 説 明

2020年5月26日

(報告事項)

- 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮(T+2)化に係る実施日の決定について

本WGでは、2016年6月に株式等の決済期間の短縮化(T+2化)に係る課題への対応方針及び株式等に係るT+2化の実施目標時期等を本WGの「最終報告書」として公表しております。

この最終報告書において、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化(以下「国債リテール・一般債取引のT+2化」といいます。)が提言されたことを踏まえ、その実施時期等について、日本証券業協会の公社債の店頭取引等に関するWG(以下、「公社債店頭WG」といいます。)において検討を行い、国債リテール・一般債取引のT+2化の実施予定日を2020年7月13日とすること等について、2019年1月19日付で本WGでもお諮りさせていただいたところです。

今般、公社債店頭WGにおいて、資料1のとおり、国債リテール・一般債取引のT+2化の実施予定日(2020年7月13日(月)(約定分))における実施日とすることについて決定いたしましたので、報告させていただきます。

なお、本件につきましては、本WG上部の会議体である「証券受渡・決済制度改革懇談会」に書面にて御報告させていただく予定です。なお、同懇談会に報告させていただいた後、担当部署より速やかに公表される予定である旨を申し添えます。

(審議事項)

○「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及びその下部会合の解散について

2015年7月、本WGは、株式等の決済期間の短縮化（以下「T+2化」といいます。）の実施に向けた課題の整理・検討を行うことを目的として、本WGが設置されました。更に、下部会合※を設置しつつ、多岐に亘る課題について検討を行っているところです。

本WGでは、2016年6月に最終報告書を取りまとめて公表し、同報告書において引き続き検討を行うとされた課題について、その後も継続的に検討を行ってまいりました。

そして、これらについても整理・検討が終了した後、2019年7月16日にT+2化が実現し、その前後を通じて、特段の問題は生じていない状況です。

このことから、本WG及びその下部会合は所期の目的が達成されたものと考えられることから、解散することを本WGにお諮りいたします。

なお、本WGにおいてご審議いただいた結果、ご了承いただきましたら、「証券受渡・決済制度改革懇談会」にてご審議いただき、同懇談会でもご了承いただきましたら、証券戦略会議にご報告させていただく予定です。

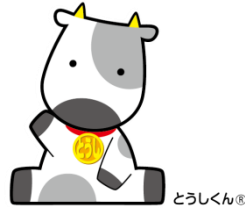
※ 解散する会議体

- ・ 株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ
- ・ カスタマーサイドサブワーキング・グループ
- ・ ストリートサブワーキング・グループ
- ・ 貸株取引実務検討会
- ・ フェイルに関する実務検討会

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



とう し
10/4は
証券投資の日

国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T + 2）化に係る実施日の決定について

2020年5月
日本証券業協会

国債のリテール取引及び一般債取引（一般債等）の 決済期間の短縮（T+2）化に係るこれまでの検討経緯等

2019年3月に定めた当初実施予定日どおり、**2020年7月13日（月）（約定分）と決定**

2016年6月

- ・「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」の最終報告書を公表
 - 国債のリテール取引及び一般債（以下「一般債等」という。）についても「国内上場株式等と同様にT+2化を目指すべき」とされた。
 - 実施時期については「今後、日本証券業協会等の関連会議体における必要な検討も踏まえて決定」とされた。

2019年3月

- ・「国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）の実施予定日の決定について」を公表
 - 一般債等のT+2化の対象範囲及び実施時期について「公社債の店頭取引等に関するWG」（「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」、「証券受渡・決済制度改革懇談会」も審議）
 - 一般債等T+2化の実施予定日を2020年7月13日（月）（約定分）とする旨を公表
 - 最終的な実施日の決定については、「今後のアンケート結果等を踏まえて、2020年5月頃を目途に公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループにおいて決定」とした。

2020年5月

- ・「公社債の店頭取引等に関するWG」にて、一般債等T+2化の実施を、当初の実施予定日であった**2020年7月13日（月）（約定分）と決定**
 - 決定に際しては同WGにアンケートを実施、全社から「当初予定どおりで問題ない」旨の回答（アンケート結果の概要）
 - ・懸念したコロナの影響は見られず（その他意見でもコロナの影響について言及する会社は0。）。
 - ・回答の多くが「当初予定どおり対応を進めているので変更すべきでない」といった意見。
 - ・日本銀行（国債の中途換金）も「既にシステム改修に着手しており、仮に当該実施日が延期となった場合であってもシステム改修自体は当初予定スケジュールで行う」旨事前周知があった。

- ・「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」に実施日決定について報告。

2020年6月

- ・「証券受渡・決済制度改革懇談会」に実施日決定について報告。
- ・その後、実施日の決定について公表（協会HP、協会員通知など）

2020年7月

- ・一般債等のT+2化の実施（7月13日）

<参考> ・株券等のような総合運転試験（RT）の実施は予定していない。

・規則改正は不要だが、一部GL等の改正（2019年12月）や周知用リーフレットの作成・公表（2020年2月）を行った。

【参考】 公社債の店頭取引等に関するWG名簿（17社）



主査	SMBC日興証券	
副主査	JPモルガン証券	
委員 (国内証券)	野村証券	大和証券
	みずほ証券	三菱UFJモルガン・スタンレー証券
	東海東京証券	岡三証券
委員 (外資系証券)	ゴールドマン・サックス証券	メリルリンチ日本証券
	バークレイズ証券	UBS証券
委員 (その他証券)	日本相互証券	
委員 (銀行)	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
	みずほ銀行	
オブザーバー	日本銀行	

株式等の決済期間の短縮化に関する 検討ワーキング・グループ及び 下部会合の解散について

日本証券業協会
2020年5月26日

1. 株式等の決済期間の短縮化(T+2化)に係るこれまでの検討経緯

2015年7月	<ul style="list-style-type: none"> 海外主要市場における株式等の決済期間の短縮化の流れを踏まえて、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」(WG)、WGの下部にサブWG(カスタマーサイド/ストリートサイド)及び実務検討会を設置して、我が国においてもT+2化を目指すため検討を開始
2015年12月	<ul style="list-style-type: none"> WG中間報告書を公表 WG中間報告書ではT+2化における主要な課題への対応方針及びT+2化の実施目標時期等を提示。WG中間報告書を公表後、翌年6月のWG最終報告書公表に向けて引き続き必要な検討を実施
2016年6月	<ul style="list-style-type: none"> WG最終報告書を公表 WG最終報告書ではT+2化における課題への対応方針、実施目標時期及び想定される実施日等を提示 WG最終報告書公表後、実務検討会等を中心に、WG最終報告書において引き続き検討を行うとされた課題について検討を実施
2017年9月	<ul style="list-style-type: none"> 「株券等貸借取引に関するガイドライン」及び「株式等におけるフェイルに関する留意事項」を取りまとめ公表 東京証券取引所、大阪取引所及びJSCC等において、WG最終報告書で示した対応方針に基づき、T+2化に伴う制度要綱案等を公表(パブリックコメントを実施)
2018年5月	<ul style="list-style-type: none"> T+2化の実施予定日を2019年7月16日(火)(約定分)とすることを公表
2018年10月	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所、大阪取引所及びJSCC等においてT+2化に係る諸規則の改正案を公表。 JSCC及び保振において休日テストに関する実施手順書を公表 WGでは「T+2化の実施日の決定に係る手続等について」を公表 2018年12月よりJSCC及び保振において業務確認テスト/総合運転試験(RT)を実施
2019年5月	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月、RTの成否判断結果について基準に照らして「成」、当該結果等を踏まえてT+2化の実施日を当初の実施予定日であった2019年7月16日(約定分)と決定併せて「株式等におけるフェイルに関する留意事項」を改訂する
2019年7月	<ul style="list-style-type: none"> T+2化実施
2020年6月	<ul style="list-style-type: none"> T+2化後、フェイル率の増加等は見られず、株式等の決済期間はT+2化へ問題なく移行したと判断。 ⇒ WG及び下部会合の解散

<WG設置の所期の目的>

- 2015年7月、海外主要市場における株式等の決済期間の短縮化の流れを踏まえ、我が国においても株式等の決済期間短縮化の実施に向けた課題の整理・検討を行うため、WGを設置した。その後、スピード感を持った検討を進める等を目的として、下部会合を設置した。

<備考>WG設置の設置要綱(一部抜粋) <参考1>

1. 設置

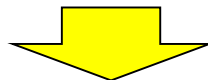
我が国金融・資本市場の競争力強化には証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要であり、海外の主要国においては、株式等の決済期間の短縮化(T+2化)が既に実施され又は実施の検討がなされているところである。

こうした状況を踏まえ、株式等の決済期間短縮化の実施に向けた課題の整理・検討を行うため、「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下に「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下「WG」という。)を設置する。

3. WGにおける検討と解散への流れ

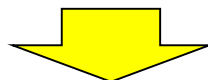
< WG設置(2015年7月) >

- T+2化の実施に向けた課題の整理・検討を行うため、設置



< 最終報告書(2016年6月) >

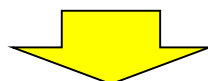
- WGにおける検討結果を最終報告書として公表。
(最終報告書では課題(次頁の表左側)について、対処方針が示された。)



< 最終報告書公表後の継続検討(～2020年5月) >

- 最終報告書において、引き続き検討を行うとされた課題について、継続検討を行った。
(継続検討を行った課題は、次頁の表右側。)

⇒ 所期の目的達成(T+2化の実施に向けた課題の整理・検討が終了)



< 現在 >

- WG及び下部会合の解散を審議

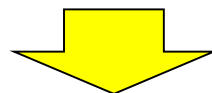
4. T+2化の実施に向けた整理・検討を行った課題

○ WG最終報告書で示された課題項目は、WGにおける検討はいずれも終了。

WG最終報告書(概要)で対応方針が示された各課題	最終報告書において、引き続き検討を行うとされた継続検討課題
(1) 貸借取引に係る処理の迅速化、取引環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務処理効率化のための保振におけるシステム対応 2. 「株券等貸借取引に関するガイドライン」の策定 3. 「株券等貸借取引に関する基本契約書」等の見直し 4. 決済時限延長
(2) フェイル・ルール	<ol style="list-style-type: none"> 5. 権利確定日にフェイルが発生した場合の実質的な株主権の救済策 6. フェイルに関するガイドライン・ルール等の策定
(3) 非居住者との取引	<ol style="list-style-type: none"> 7. 決済照合状況の定期更新
(4) 清算・決済インフラ等の決済時限等	<ol style="list-style-type: none"> 8. 転換社債／有価証券オプション権利行使時の決済日程 9. 取引所外取引・証券会社間の取引等 10. 信用取引の委託保証金・追加保証金の取扱い
(5) 信用取引の委託保証金・追加保証金の取扱い、品貸申込に係る業務フローの検討	<ol style="list-style-type: none"> 11 取引所取引における業務フロー 12 品貸申込に係る業務フロー等
(6) 日銀出資証券の決済日程、非上場有価証券の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 13 日銀出資証券の電子化 14 非上場有価証券の取扱い
(7) T+2化に伴うその他の課題等	<ol style="list-style-type: none"> 15 ネットティングの範囲の拡大 16 フェイルの優先的な割当を受けることを申し出る制度の新設 (注)最終報告書後に新設 17 T+2実施初日対応 18 残高移管(証券会社間振替)の日程変更

5. 株式等の決済期間の短縮化に関する 検討WG及び下部会合の解散について

- WGにおける課題検討が終了している。〈前頁〉
- 株式等の決済期間はT+2化へ問題なく移行しており、T+2化以降も、株式等の取引市場が問題無く機能していると考えられる。〈参考2-1~2-3〉
- WGにおいてこれまで検討し整備された、T+2化における市場インフラや市場慣行についても、市場関係者へ問題無く浸透していると考えられ、今後も順調に機能することが想定される。



- 下表の会議体は所期の目的が達成されたと判断されることから、解散すること
としたい。

- 解散する会議体
 - ✓ 株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ
 - ✓ カスタマーサイドサブワーキング・グループ
 - ✓ ストリートサブワーキング・グループ
 - ✓ 貸株取引実務検討会
 - ✓ フェイルに関する実務検討会

参考1：「株式等の決済期間短縮化に関する検討WG」設置要綱



「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の設置について

平成27年7月24日
証券受渡・決済制度改革懇談会

1. 設置

我が国金融・資本市場の競争力強化には証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要であり、海外の主要国においては、株式等の決済期間の短縮化(T+2化)が既に実施され又は実施の検討がなされているところである。

こうした状況を踏まえ、株式等の決済期間短縮化の実施に向けた課題の整理・検討を行うため、「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下に「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下「WG」という。)を設置する。

2. 構成

WGは、市場関係者、インフラ機関等の委員をもって構成し、オブザーバーを置く。

3. 運営

- (1)WGに主査及び副主査を置く。
- (2)主査は、必要に応じ、WGの下部にサブWGを設置することができるものとする。
- (3)主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 事務局

WGの事務局は、日本証券業協会、東京証券取引所及び日本証券クリアリング機構が行う。

以上

参考2-1: T+2化後の決済状況等について



- 以下の評価を基に、T+2化後においてフェイル率が増加していないと判断。
 - 株式等の決済期間の短縮化に関するワーキング・グループ及びその下部会合に対して、T+2化後の決済状況等をヒアリングし、2020年3月末までのフェイル率増加の有無等についてアンケートを行った。
 - その結果、T+2化を要因とするフェイル率は増加していないという意見が太宗であった。〈参考2-2〉
 - 2018年9月から2020年4月までの間、日本証券クリアリング機構におけるフェイル率の推移を見ても、T+2化後においてフェイル率の増加は見られなかった。〈参考2-3〉

参考2-2: T+2化後の決済状況に関するアンケートのとりまとめ結果について

T+2化を要因としたフェイル率の増加は見られないという意見が太宗を占めた。

問1: 日本証券クリアリング機構の決済におけるフェイル率/量(渡方フェイルの率/量。以下同じ。)は、T+2化後においてT+2化前と比較してどのような状況となっているか。

※ 増加/減少は、±50%以上を目安にご回答ください。(以下同じ。)

回答	社数
a.増加した	1
b.変わらない	20
c.減少した	0
d.確認できない	1
合計	22

問2: 非居住者取引におけるフェイル率/量は、T+2化後においてT+2化前と比較してどのような状況となっているか。

回答	社数
a.増加した	4※
b.変わらない	13
c.減少した	0
d.確認できない	4
無回答	1
合計	22

※ 増加理由の意見例

- ・ 保管銀行のほうで、貸し株取引に回しているため回収が間に合わない、海外の祝日等により決済指図が遅延した等の要因と複合し発生している 等

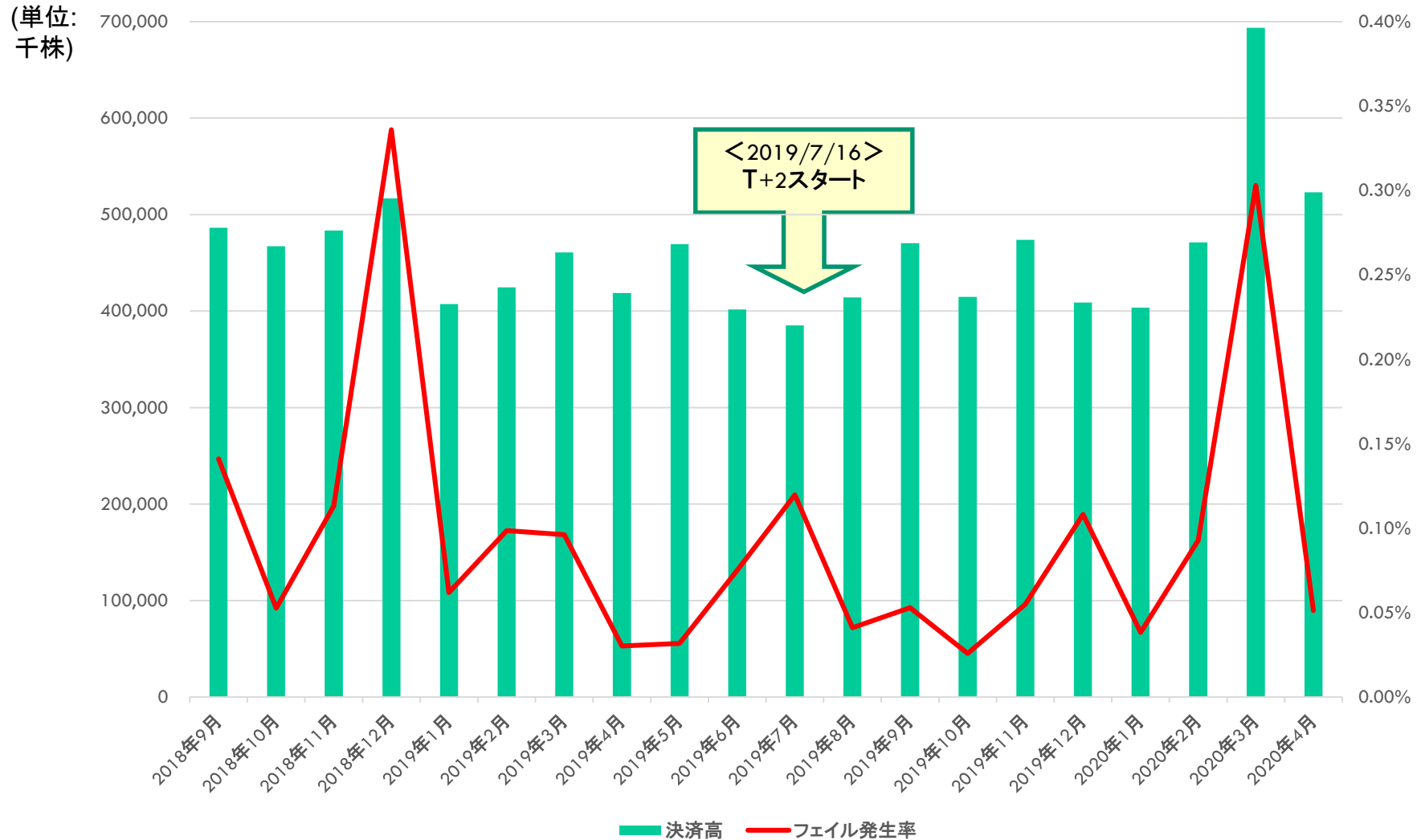
問3: フェイルカバーの量は、T+2化後においてT+2化前と比較してどのような状況となっているか。

回答	社数
a.増加した	3※
b.変わらない	14
c.減少した	1
d.確認できない	4
合計	22

※ 増加理由の意見例

- ・ 被フェイルの増加(2020年3月)、株券貸借取引先からの振替タイミングが遅くなったこと 等

参考2-3: JSCCにおける株式等の決済高と フェイル率の推移(2018.9~2020.4)



<出典> 日本証券クリアリング機構ウェブサイト統計情報(取引所取引に関する統計データ)を基に、事務局にて作成。

<補足> 2020年3月期のフェイル率増加は、個社のシステム障害による継続的なフェイルの発生及びコロナショックを起因とした売買の急増による貸株市場の逼迫が主要因。なお、当該個社のシステム障害はT+2化が要因ではなく、既に解消済である、と仄聞。

参考3：株式等の取引の決済期間短縮化の メリット



1. 決済リスクの削減

- T+2化に伴う未決済残高の縮減による、破綻時の流動性リスク、再構築コストリスク等の決済リスクの削減

2. 資金効率の向上・担保負担の軽減

- 証券・資金のさらなる活用に伴う流動性向上
- 株式の清算基金所要額の削減による担保負担の軽減

3. 業界全体としての決済事務の一層の合理化・効率化

- T+2化の実現に必要な取組みを業界全体で推進することによる、業界全体として決済事務の一層の合理化・効率化

4. 我が国市場の国際競争力の維持・向上

- 国際標準に沿った決済制度を導入することによる、国際競争力の維持・向上

<出典>「株式決済期間短縮(T+2)に関する勉強会」報告書の概要p.4(2015年3月17日公表)。